授業の中と外（AIでつくったものの使える範囲）

AIでつくったものを、授業の中と外で使うとき、何がちがうのだろう



例（架空）：生成AIでつくった絵が、他人の作品（キャラクターなど）に似てしまった。この絵は、どこまで使えるだろう。

授業の中　（授業の過程での利用）

- 教室で、みんなに見せる・配る
- 授業のために、クラスの端末へ送る

✓ 許諾なく使える場合がある

著作権法第35条（授業の過程での利用）
ただし、授業に必要な範囲で、作者の利益を不当に害しないこと

外へ

授業の外　（授業の目的をこえる利用）

- 学校のホームページにのせる
- 外部のコンテストに応募する
- 学級通信やSNSにのせる

⚠ 原則として作者の許諾が要る

第35条は使えない。似ているものを許諾なく使うと、著作権の侵害になりうる
（ほかの例外にあたる場合もある）

つくるとき・使うときに確かめること

似たものをわざとつくらない
キャラクター名などを指示に入れない

つくり方を残す
どんな指示でつくったかを記録しておく

使う前に確かめる
似たものがないか、検索などで調べる

迷ったら相談
先生に相談する。学校のきまり・文化庁の資料

※ 架空の例。具体的な判断は、学校・教育委員会のきまりと文化庁の資料で確かめる（最終的には裁判所が判断する）。